

第 23 期第 3 回（令和 7 年度第 3 回）  
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和 7 年 8 月 25 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

【委員会】

- 1 開催日時 令和 7 年 8 月 25 日（月） 午後 1 時
- 2 開催場所 山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁 10 階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を  
発した日 令和 7 年 8 月 20 日（水）
- 5 通知した議題
  - (1) 議 題  
第 1 号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）  
第 2 号議案 えむしこぎ漁業の禁止について（委員会指示更新）  
第 3 号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期限について（諮問）
  - (2) 報告事項  
報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和 7 年度要望活動の結果について  
報告事項イ 令和 7 年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について  
報告事項ウ 第 23 期第 1 回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について  
報告事項エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）
- 6 出席者  
(委員：13 名)  
森友 信、三浦 忠、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、  
大谷 誠、松浦 栄一郎、市川 秀次、渡壁 勝則、小林 亨、原田 博之  
(県及び事務局)

水産振興課	生産振興班	主査	吉田 剛
	漁調調整取締班	主査	枝廣 直樹
		技師	竹川 陽菜
		技師	大谷 拓也
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主任	山根 知樹
山口・美祿・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
下関水産振興局		主査	神尾 豊
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	魚津 勝
		書記	石田 健太
		書記	藤井 玲光

## 7 傍聴人 なし

## 8 付議事項及び審議結果

### (1) 議案

第1号議案 とらふぐの採捕制限について（委員会指示更新）

#### 【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 えむしこぎ漁業の禁止について（委員会指示更新）

#### 【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することで決定した。

第3号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

#### 【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

### (2) 報告事項

報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会 令和7年度要望活動の結果について  
事務局から報告を受けた。

報告事項イ 令和7年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について  
事務局から報告を受けた。

報告事項ウ 第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について  
事務局から報告を受けた。

報告事項エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）  
水産振興課から報告を受けた。

## 9 審議の概要

魚津事務局長 定刻になりましたので、公聴会を開催しますが広聴人の出席はありませんので公聴会はこれで閉じさせていただきます。

ただいまから令和7年度第3回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、12名いただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは開会にあたりまして、森友会長からご挨拶をいただきたいと思います。

森友会長 皆さんこんにちは。

皆様、本日は令和7年度、第3回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年度に入り、漁船の絡む海難事故が多発しています。

本県瀬戸内海側では4月、周南市で座礁した無人の漁船が発見され、操業していた漁業者1名が行方不明になっていることに加え、今月3日には、愛媛県籍漁船の当て逃げにより宇部市のニューフィッシャー夫婦が乗る漁船が転覆し、1名が死亡するという痛ましい事故がありました。

これらの事故に際し、関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、今後、同様の事故がこれ以上発生しないことを心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は慎重なご審議のほど、よろしく願いいたします。

魚津事務局長      ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき、会議の議長は会長をもってあてることとなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願いしたいと思います。よろしく願います。

森友会長            議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。

今回は、由良委員と原田委員に願います。

それでは第1号議案「とらふぐの採捕制限について」事務局から説明をお願いします。

石田書記            事務局の石田と申します。

座って説明の方させていただきます。

山口県農林水産部長から当海区会長宛に要望書が提出されております。お手元の資料の1ページをご覧ください。

こちらの要望書は、現在発出されております20cm以下のとらふぐの採捕規制の委員会指示を更新するものです。

委員会指示の案として、資料の2ページをご覧ください。

指示の内容は、全長20cm以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでないとしております。

適用海区は山口県瀬戸内海海区、指示の有効期間は令和7年9月1日から令和8年8月31日までとなっております。

続いての説明は、水産振興課の方から願います。

吉田主査            水産振興課生産振興班の吉田と申します。それでは3ページ以降は、私の方から座って説明させていただきます。

今し方、事務局の方から説明がありましたけれども、今年度も瀬戸内海のとらふぐの小型魚、全長20cm以下のとらふぐの採捕を制限すると

いうことを、引き続き継続させていただきたいと思ひまして、委員会指示の継続をお願いするものでございます。

3 ページ目でございますけれども、3 ページ目以降でこの経緯と、今のスライドの資源状況など、簡単に説明をさせていただきます。

まず経緯といたしましては、皆様ご承知のとおり、とらふぐにつきましては、国の評価では資源状況が悪いという形になってございます。

こうしたことからですね、かねてから研究サイドと行政において、栽培漁業と資源管理を連携して資源を増やす、回復に向け取り組みましようということが協議決定されているところでございます。

具体的にはですね、(2) の①でございますけれども、栽培漁業いわゆる種苗放流については、かねてから種苗放流効果が高い、とらふぐの稚魚にとって環境のよいところに集中的に放流しようということころで、従来分散していた放流場所を集中放流することによって、栽培漁業の効果が上がっているという状況でございます。

後程、資料5 ページの方で説明させていただきますけれども、いわゆる天然魚と種苗放流魚、全体通してですね、種苗放流魚の割合が従来の5.3%から、年度によっては放流のとらふぐが占めるという状況になっておりまして、集中放流を推進することによって、資源回復の効果が見られるようになってございます。

(2) の②でございますけれども、とらふぐについて、基本的には瀬戸内海及び有明海が主要な産卵場という風に位置付けられていまして、そこで生まれたとらふぐについては、餌が多い日本海側に回遊して行くという特性を持っていまして、親になるとらふぐについては日本海側に多く存在する、生息しているという背景がある中で、日本海側ではですね、できるだけ成熟していないとらふぐ、30cm 以下は獲らないようにしようという資源管理が、集中放流という取り組みとあわせて実施されているという状況でございます。

このようにですね、いわゆる成熟していないとらふぐ 30cm 以下は、再放流で瀬戸内海側などの主要な産卵場においては、種苗放流効果を高めるための集中放流という取り組みを行ってきたところでございますけれども、いわゆる瀬戸内海については、生まれてから大体、30cm になるまでは回遊しているという状況でございますけれども、そういった海域で小さなとらふぐをとっているという実態などが散見されたことから、平成 29 年度から、こういった小型魚の集中放流後、獲らないようにということで、こういった委員会指示の発出をお願いしているという状況でございます。

4 ページ目でございますけれども、では今の資源状況はどのようになっているかというところ、こういった取り組みを行っているところでございますけれども、現時点では、資源量についてはあまり改善されていないというような状況でございます。

(1) でございますけども、資源量については、1,040 トンから 790 トン、漁獲量については漁業者の減少という要素もございますけども、減少傾向があるという状況です。

(2) でございますけども、個別具体的に見て、子供の数と親の数、どのようになったかというところの図が4ページ目になります。

資源を増やすにあたっては、いわゆる親の量のある程度維持するというのが基本的なすべての魚種で言える方向性でございますけども、親の量については、この下の図の折れ線グラフでございますけども、こちらについては右肩上がりということで、20年間かけて少し増えているところではあります。

先ほど申し上げた資源量の評価とはちょっと逆の傾向が出ていますけども、親の量は増えてるよという中で、一方でなぜ、今、現状として、資源量が良くないのかというところの評価としては、子供の数、いわゆる人間でいう出生率が非常に低くなっているという状況だけを見られるという評価が国の方で報告されているところです。

棒グラフでございますけども、いわゆる20年間で8分の1という状況で、親は増えてるんだけど子供が増えていないというような状況で、そういったことから資源状態としてあまり良くないというような評価がされているということです。

この要因としては、4ページの括弧で囲ってありますが、日本海側、いわゆる大人のとらふぐが生息する地域で、産卵期になるとそれぞれ生まれたところに戻るといった習性がとらふぐにあるわけですが、特に瀬戸内海生まれのとらふぐが大人になって日本海に行って、産卵期になって従来は戻ってきていたけども、産卵場に戻る親が少なくなっているというような傾向が見られる、そうしたことから、親の数はいるんだけど、そこが再生産に結びついていないというのが現状の資源評価の状態です。

続いて5ページ目の(2)の混入率でございますけども、これは先ほど申し上げました全体に占める種苗放流の割合を示したものでございまして、従来の他の魚で見られないぐらい、放流の割合、全体に取れる放流魚の割合が高いというような状況がとらふぐの状況にあります。

種苗放流については、しっかりやっていかないといけないということをお知らせするデータとなっております。

続いて5ページ目の中段でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、資源回復の取り組みにつきましては、栽培漁業においては適地への集中放流、資源管理につきましては、日本海側の30cm以下の採捕制限、そして、瀬戸内海側の20cm以下の小型魚の採捕制限ということで、取り組みをやっていきます。

最後に7ページ目の(2)でございますけども、現在、当委員会でも、漁業法が改正されて漁獲量の規制を基本とするTAC管理の拡大は議論

されてるということをご報告させていただいておりますけれども、このとらふぐについても候補種となっております。今年のとらふぐの TAC 管理化に向けた議論がすでに始まっているところでございまして、こういったような状況を踏まえながら、県としては漁業者にとって、悪い運用にならないよう、TAC 管理について国と協議をさせていただきたいというふうに考えております。

説明が長くなりましたけれども引き続き、資源管理の重要性、提言の状況を踏まえて、高まっておりますので、この瀬戸内海側の全長 20cm 以下のとらふぐを採捕しないようにするという委員会指示につきまして、今年度についても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ご審議の方よろしくお願ひします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 意見がなければ、第 1 号議案の諮問について、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

森友会長 では、第 1 号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。次、第 2 号議案、えむしこぎ漁業の禁止について、事務局から説明をお願いします。

石田書記 事務局の石田と申します。

また座って説明させていただきます。

資料の 8 ページをお開きください。

第 2 号議案、えむしこぎ漁業の禁止について、説明させていただきます。まず昭和 51 年頃、宇部市沖合で福岡県の漁船がえむしこぎ漁業を行うようになり、本県漁業者の中にも着業者が出てきたところです。

えむしこぎ漁業については、お手元の資料の 10 ページをお開きください。資料の下部に漁具図を掲載しておりますけれども、こちらの資料にあるような漁具を使ってですね、海底の泥を掘るように船を一回転させ、泥と一緒にえむしをひっかけて採捕するような漁法になります。

また資料の 8 ページに戻っていただきまして、このような操法からですね、当該漁業は漁場荒廃を招くとして、その取扱いについて委員会で審議するよう要望がなされ、昭和 51 年に公聴会及び委員会が開催されました。公聴会には宇部地区の漁業者の方が出席されましたが、底びき

網や建網等の操業に支障があるため、操業を規制するよう意見がなされ、禁止すべきとの意見が大勢を占め、委員会においても同様の意見が出されましたが、各共励会ごとに意見を聞くべきとして継続審議となりました。

続いて、昭和 51 年に開催された委員会において、この漁法に係る取扱いが再度審議されまして、一部の区域を除いて委員会指示により禁止することとなりました。昭和 50 年以降は全面禁止となり、平成 13 年度の委員会において、指示の有効期間が従来 of 1 年から 3 年間に変更され、現在に至っております。

資料の 9 ページにですね、委員会指示の案を掲載しております。

指示する内容としましては、えむしこぎ漁業は営んではならないとする、漁業の禁止。制限する海域は山口県瀬戸内海海域。指示の有効期間は令和 7 年 11 月 1 日から、令和 10 年 10 月 31 日までとしております。

事務局からの説明は以上になります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問はございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 異議がないようでしたら、知事からの諮問に対して、特に異議はない旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

森友会長 異議なしと認めます。第 2 号議案について、特に異議はない旨回答することとします。

続いて第 3 号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について、事務局から説明をお願いいたします。

藤井書記 事務局の藤井です。

資料の 11 ページをご覧ください。

第 3 号議案について、令和 7 年 8 月 22 日付で、山口県知事から当海区会長宛に諮問がなされています。

説明は水産振興課からお願いします。

大谷技師 水産振興課の大谷です。

座って説明させていただきます。

お手元資料の 12 ページをお開きください。

新規の許可又は起業の認可をする時は、制限措置や申請期間を定めて

公示しなければならないとされています。

本日は、県内許可3件、県外許可2件の計5件をご説明させていただきます。

まず、整理番号1番、小型機船底びき網手繰第3種桁網についてご説明いたします。

こちら毎年お諮りしているものでございます。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は、斜線となっておりますけれども、国の告示の方で15馬力以下48kW以下に定められております。

操業区域につきましては、山口県内海としておりますが、許可の条件で制限がございます。

漁業の時期といたしましては、先般開催された周防灘3県連合海区漁業調整委員会で操業始期について検討しており、例年どおり11月10日からと決定されました。

つきましては、操業期間は11月10日から4月19日までと例年どおりの期間となっております。

漁業を営む者の資格としましては、山口県瀬戸内海側に漁業根拠地を有するものとしております。

この表の右の部分にですね、継続と承継という欄を書いておりますけれども、山口県漁業調整規則の第14条第1項第1号と4号におきまして、知事が指定した事業は継続許可と承継許可ができると規定されております。

継続許可とは、許可の有効期間が満了したときに、引き続き、同船舶で申請をした場合には許可するというものになります。

承継許可につきましては許可を受けたもの以外の者の承継を認めるというものになります。

整理番号3番の雑魚かごにおきまして、今回新たに制限措置を定めることから、表に載せているものになります。

整理番号3番の雑魚かご以外は、これまでに定められているものの、参考として掲載しているものになりますので、説明は省略させていただきます。整理番号2番、雑魚かごについて説明させていただきます。こちら光の方から要望が上がっているものになります。

許可又は起業の認可をする船等の数は1、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、操業区域については後程ご説明させていただきます。操業時期につきましては、1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格としては、山口県光市、熊毛郡田布施町、同郡平生町、同郡上関町に漁業根拠地を有する者としております。

続いて、整理番号の3番について、こちらは野島から要望があがっているものになります。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は2、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、操業区域につ

いては後程説明させていただきます。漁業の時期につきましては、4月1日から3月31日まで、漁業を営む者の資格として、山口県防府市大字野島に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者としています。こちらは継続許可及び承継許可いずれも認めています。

続いて13ページをご覧ください。

こちらは広島からの入漁の関係で、例年お諮りしている内容になります。先般の広島連調委で入漁が決定されており、例年どおりの内容となっています。5トン未満の船舶が5隻、5トン以上の船舶が1隻という形になっております。推進機関の馬力数は定めなし、操業区域につきましては、後程ご説明いたします。漁業時期につきましては、ふぐにつきましては10月1日から翌年3月31日まで、あなごにつきましては12月15日から翌年3月31日までとしております。漁業を営む者の資格としては、広島県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県と広島県との間において締結された各種漁業の入漁協定に基づいて入漁する者という風な形となっています。

続いて、14ページをお開きください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間として、整理番号1番から3番の県内許可につきましては、令和7年8月26日から令和7年9月25日までの1か月間、整理番号4番から5番、県外入漁に係るものにつきましては、令和7年8月26日から令和7年9月8日までの14日間を予定しています。

3番、許可の有効期間につきましては、整理番号1に関わるものにつきましては、令和7年11月10日から令和8年11月1日までにしております。

整理番号2番及び3番に関わるものにつきましては、許可の有効期間の末日は、既存の許可の有効期間の末日にしております。

整理番号の4及び5に関わるものにつきましては、令和7年10月1日から令和8年3月31日としております。

続いて、15ページをお開きください。

こちらでは、許可に示されております操業区域についてご説明いたします。16ページをお開きください。

16ページの別記2に関しましては、今回新たに制限措置を定めました雑かごについての操業区域となっていますけども、こちらは共同漁業権の第72号の漁業権区域という形になっています。

17ページ以降は操業参考図を参考に載せておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上になります。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見、ご質問ございません

か。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 意見がないようですので、知事からの諮問に対して、特に異議はない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案について、特に異議はない旨回答することとします。

本日の議案は以上となります。続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度要望活動の結果について、事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 水産振興課の枝廣です。こちらに座っておりますけれども、事務局として報告させていただきます。

座ってご説明をいたします。資料29ページをお開きください。

ご承知のとおり、今年の5月から山口県日本海海区の方が、全国漁業調整委員会連合会、全漁調連と申しますけれども、こちらの会長県を引き受けているということでございまして、今年の要望活動については山口県が筆頭になって、活動を実施してきたというところでございます。

要望の日時ですけれども、7月23日、要望先としましては、国交省海事局、海上保安庁、外務省、水産庁、衆参の農水委員長に対して要望を行っております。

要望者としてしましては、全漁調連の中島会長、山口県日本海海区の会長でもございます。

その他、全漁調連の副会長、理事、監事、それから事務局職員、総勢33名で要望を行っております。

結果でございまして、関係省庁等に対しまして、今年5月の総会で決議された次の要望事項、大項目としまして7つございまして、小項目では62項目を関係省庁へ要望したというところでございます。

関係省庁からは別添のとおり回答があったということで、別冊で小さい字で書いてある資料でございまして、こちらがですね、どのような内容を要望して、どのような回答があったのかというものを冊子にしたものでございます。

参考に1つだけご紹介しますが、1ページの1、2、3とある中の1番のところですね、海区漁業調整委員会制度の堅持ということで、この海区委員会制度を堅持してほしいということですか、委員からは、漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である

位置づけを堅持すること、そういった要望を行ってございます。

それに対して水産庁からは、この海区漁業調整委員会は海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であり、2段目のところですが、令和2年に施行された漁業法等においても、この委員会の役割は更に重要性を増していると、この役割を適格に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している、そういった趣旨の回答がございました。

その他ですね、全て、全部で62項目ございますけれども、本日は時間の都合もございますので、また後ほどですね、ご確認いただければと思います。

報告は以上です。

森友会長           ただいま説明がありましたが、どなたか質問はありませんか。  
よろしいですか。

委員一同           (質疑なし)

森友会長           ないようであれば、続いて報告事項イ 令和7年度山口・広島連合海区漁業調整委員会の結果について、事務局から説明をお願いします。

石田書記           事務局の石田です。座って説明の方させていただきます。

資料の30ページをお開きください。報告事項のイ 令和7年度山口広島連合海区漁業調整委員会の結果について、報告の方をさせていただきます。

こちらの委員会は、令和7年8月6日に山口県岩国総合庁舎の2階で開催されました。

出席委員は、連合会区委員10名中全員10名ご参加いただきまして、当海区からは小田委員、内藤委員、松浦委員、由良委員、原田委員にご出席の方をいただいております。

議題と審議の結果についてですが、第1号議案として、会長、副会長の互選が行われまして、会長に本海区の原田委員、副会長に広島海区の北田委員が選任されました。

また、2号議案、令和7年度における各漁業の入漁協定につきましては、広島から本県海域へのふぐあなごはえなわ漁業の入漁については、6隻の入漁要望がございまして、原案どおり承認されました。

こちらについては前年と同数という形になっております。

報告は以上になります。

森友会長           説明が終わりましたが、何か質問ございませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 それでは、報告事項ウ 第23期第1回周防灘3県連合海区漁業調整委員会の結果について、事務局から説明をお願いします。

石田書記 はい、事務局の石田から、引き続き説明の方させていただきます。すいません、座って説明させていただきます。

報告事項のウ 第23期第1回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について、報告の方をさせていただきます。

まず、こちらの委員会は、令和7年8月20日に福岡県荊田町にあります豊前海区水産会館で開催の方がされました。

こちらの委員会は、連合海区委員15名中12名の方に出席いただきまして、当会からは竹本委員と渡壁委員にご出席いただいております。

議題と審議結果といたしましては、第1号議案で会長の互選が行われまして、福岡県豊前海区の江口委員が会長に互選の方をされました。

2号議案の方で副会長の互選が行われまして、当海区から河野委員、大分海区から阿部委員が副会長に互選されました。

第3号議案といたしまして、周防灘における小型機船底びき網手繰第3種漁業の操業始期につきましては、事務局から、共通海域は11月10日から、専管海域においては大分県が10月8日、福岡県が11月28日、山口県が11月10日からとすることが提案されまして、例年どおりということで、原案どおり決定の方がされたところになります。

すいません、1枚めくっていただきまして、資料の32ページになります。

続いて、第4号議案といたしましては、周防灘における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐはえなわ漁業の操業調整に係る委員会指示について審議の方がされまして、指定海域、こちら32ページの中ほどにあります、斜線で区切ってある海域になりますけれども、こちらの指定海域におきましては、11月10日から11月30日までの間、小底3種は午前6時半から午前11時半まで操業禁止(日曜日を除く)、ふぐ縄は午前11時31分から午後7時まで操業禁止という内容で、例年どおり委員会指示を発することが原案のとおり決定いたしました。

第5号議案周防灘三県漁業協定書及び付属する覚書、協定書等の更新につきましては、覚書、協定書等の内容に変更はなく、氏名や日付を更新するものでしたので、こちらについても審議いただいた結果、異議なく承認されたといった形になっております。

すいません、事務局からの説明は以上になります。

森友会長 はい。ただ、今の説明について質問はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 よろしいでしょうか。それでは、報告事項エ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ、まあじ）について、水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査 水産振興課生産振興課の吉田です。

それでは、報告事項のエについて報告させていただきます。

付帯決議ということでございますけれども、皆様のご承知のとおり、漁業法が改正されまして、資源管理の方法が大きく変わりました。

具体的には、科学的な情報に基づいて効果の高い資源管理を行いましようということで、従来の漁獲方法などの制限から、科学的な情報に基づいた資源評価、それに基づいた漁獲量の管理ということを主体に資源管理が進められているところでございまして、いわゆる TAC 管理というものでございますけれども、その TAC 管理を行う魚種については、毎管理年度、国の方から獲ってもいい漁獲量が提示されているところでございます。これについて、基本的に変更があった場合については、その都度、漁業調整委員会の方に諮問するということになってございますけれども、いわゆる各県の漁獲可能量が増加となる場合ですとか、くろまぐろに限ってでございますけれども、不等量交換の実施によって数量が変更になった場合については、事後報告をさせていただくということを、種ごとに付帯決議という形でご了承を得ているところでございます。

この度、くろまぐろとまあじについて、当初ご承認いただいた知事管理漁獲可能量から変更がございましたので、報告させていただきたいという内容でございます。

魚種ごとに内容を簡単に説明させていただきたいと思います。

34 ページをお開きください。まずくろまぐろでございますけれども、くろまぐろについては、いわゆる魚種のサイズごと、大型魚と小型魚という形ですね、それぞれ漁獲可能量を設定して管理しているというところでございます。

先ほどちょっと出てきましたけれども、不等量交換がくろまぐろについて今回、今年度から行われましたので、その内容の実施に伴う変更と、毎年度、国の方から追加配分は前年度に余った漁獲量を再配分するという制度があるんですけれども、それによって追加されたものがございまして、変更になったということで簡単に報告させていただきます。

まず不等量交換でございますけれども、34 ページでございますが、これについては日本国内だけではなく、全世界的に資源管理を行っていかうということで、世界的な国の中で資源管理を行っておりまして、その大きな方針として、小型魚を取り控えてすることによって資源の回復がより促されるという方針が掲げられている関係上、その小型魚の漁獲枠

を大型魚に振り替えることによって、100kgの小型魚ですね、大型に振り替える場合は大型魚が147kg、配分されると1.47倍にされるという、こういったインセンティブなどを与えられることによって、小型魚を獲り控えるというような制度設計がされてございます。

山口県でもこの制度に則って、当初配分された小型魚を大型魚に振り替えるという措置をしておりますので、当初報告させていただいた小型魚から、35.4トンを大型魚に振り替えることによって不等量交換でマイナスというのが4月にありまして、続いて追加配分という形で昨年度の漁獲余剰枠を、ルールに基づいて山口に23.8トン配分されたということでの変更がございまして。

続いて、くろまぐろの大型魚でございますけれども、これは先ほど、当初配分されたものに対して、小型魚を獲り控えることによって、35.4トン、1.47倍が配分されたということで、52トンの枠ということと、追加配布で4.7トンという形で、小型魚、大型魚については、不等量交換並びに追加配分で当初報告させていただいた内容から変更になっておりますので、事後報告という形になりますけれども、ご報告をさせていただきます。

続いて36ページ目、まあじでございまして。

まあじについては、1月1日から管理年度が始まるということで、昨年末、当初配分についてこのような配分の漁獲可能量についてご承知いただいたところでございまして、この度、国が留保枠という形で、それぞれ漁場の分布などによって関係県の漁獲枠が不足しないようにということで、留保枠というのを当初から設定しておりますけれども、その一部を山口県に追加配分されたということで、プラス500トンがこの7月にされましたので、こちらについても事後報告でございまして、報告させていただきます。

報告事項のEは以上でございまして。

森友会長 はい。ただいま説明は終わりました。どなたか、質問ありませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会は全て終了しましたが、他に何かありませんか。

委員一同 (質疑なし)

森友会長 ないようですので、それでは、以上で本日委員会を終了いたします。慎重なご審議、どうもありがとうございました。

(13:36 終了)

上記のとおり第23期第3回(令和7年度第3回)山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年8月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人